

船舶活用医療に関する これまでの検討状況について

令和6年7月
船舶活用医療推進本部事務局

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 概要

目的（第1条）

（令和3年6月18日 法律第79号）

海に囲まれた我が国においては**災害が発生した時**又は**感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時**（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で**船舶を活用した医療の提供が効果的**であることに鑑み、災害時等における**船舶を活用した医療提供体制の整備を推進**する。

基本理念（第2条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において**必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護**することに資することを旨として、行われなければならない。

国の責務（第3条）

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

基本方針（第4条）

- ① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との**適切な役割分担及び相互の連携協力の確保**
- ② 災害が発生した地域等において**必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有**（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）
- ③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の**人員の確保**
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる**人材の育成**
- ⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の**物資の確保**
- ⑥ **災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用**
- ⑦ **民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用**
- ⑧ その他

必要な措置（第5条）

政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。
必要となる**法制上の措置**については、この法律の**施行後一年以内**を目途として講じなければならない。

整備推進計画（第6条）

政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な**整備推進計画を策定**しなければならない。
内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、**国会に報告**するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により**公表**しなければならない。

本部（第7条―第15条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、**内閣に、全ての国務大臣によって構成される船舶活用医療推進本部**及びその事務局を設置（本部長は内閣総理大臣）

施行期日（附則第1項）

公布の日から起算して**三年を超えない範囲内**において政令で定める日
（令和6年政令第194号により**令和6年6月1日施行**）

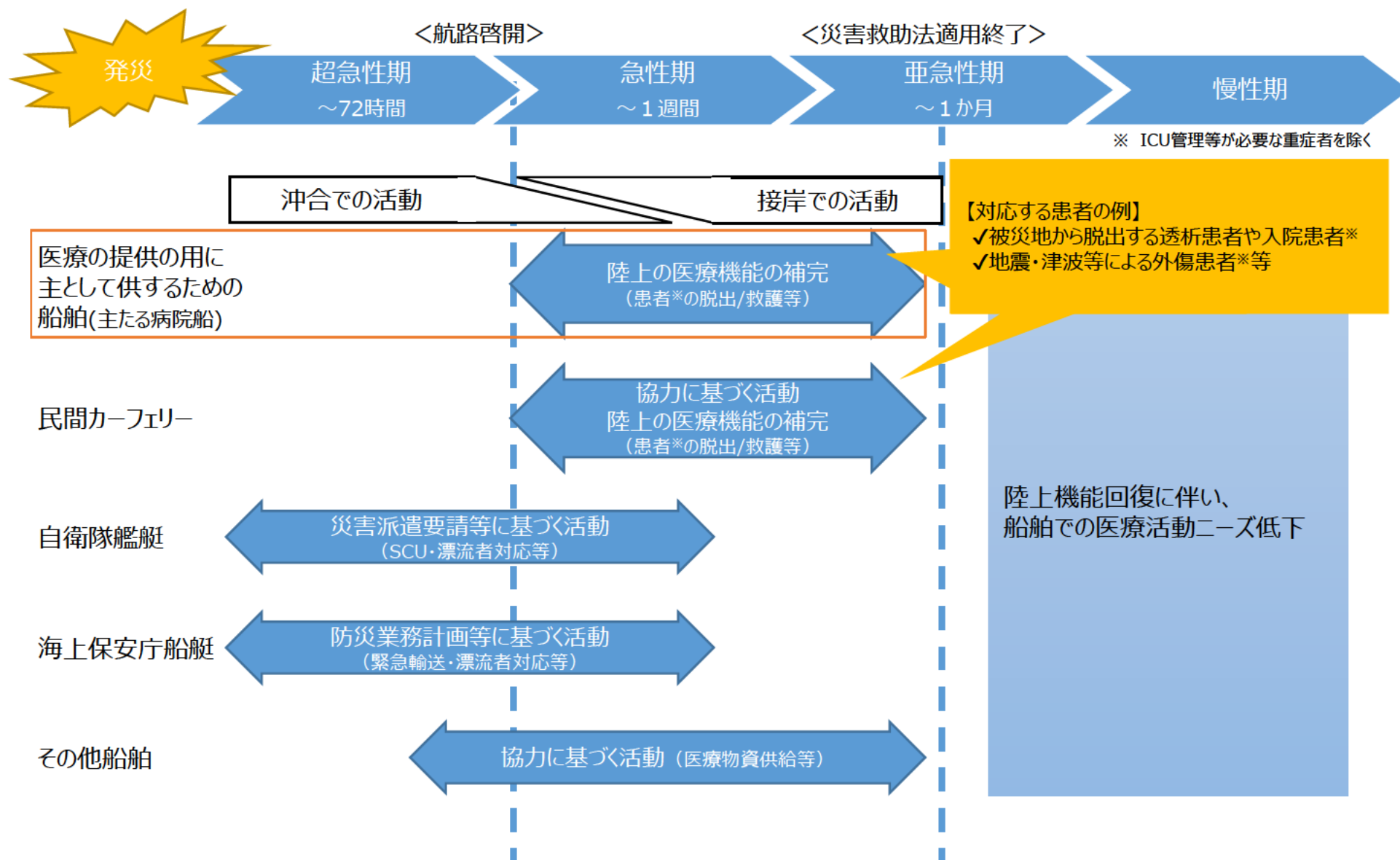
検討（附則第2項）

本部について、**施行後五年を目途に検討**し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

災害時における船舶を活用した医療にかかる全体像（案）

- 災害時における船舶を活用した医療にかかる全体像としては、将来的に確保を目指す、医療の提供の用に主として供するための船舶や、民間事業者の協力に基づき活用するカーフェリーに加え、自衛隊艦艇による災害派遣活動、海上保安庁巡視船による活動及びその他船舶による医療物資供給等による活動も含むことを想定。

<船舶活用医療のイメージ（案）>



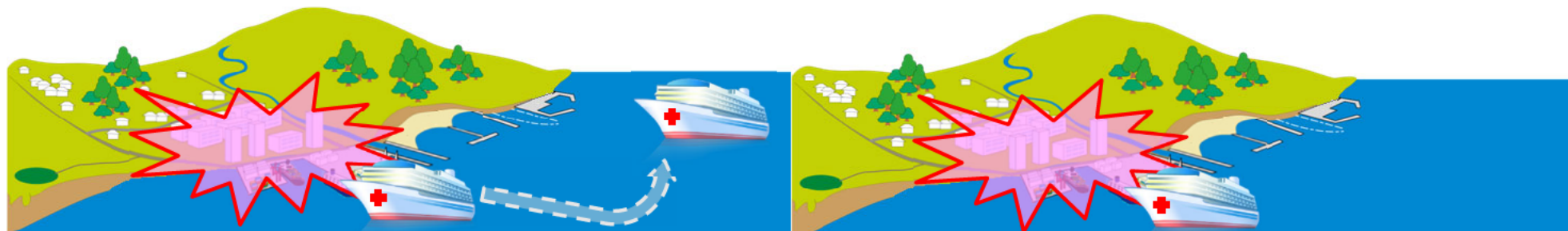
災害時における船舶を活用した医療の役割（案）

南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模災害が起きた場合、被災地の医療現場では医療資源が不足し、処置できない患者数が膨大になるため、一人でも多くの命を救うためには、被災地の医療機能継続とともに、外部からの支援が必要

➡ 病院船は、陸上医療機能を補完し、以下の役割を果たすことを想定

＜想定される役割①＞被災地の患者※に医療行為を実施しながら、被災地から離れた場所にある病院等に患者を移送する【**脱出船**】 ※ICU管理等が必要な重症者は除く

＜想定される役割②＞被災地付近の港に接岸し、一定期間、現地で救護活動する【**救護船**】

	
メリット例	受け入れ地域との往復により、より多くの患者を移送し、被災地の医療機関の負担を軽減することができる
デメリット例	被災地から離れた場所に移送することについての患者・家族の同意取得が困難なことが予想される

※ このほか、自衛隊艦艇については、洋上SCUとしての役割も想定される。

被災地のニーズに合わせて柔軟に対応できるよう、あらかじめ船自体に医療資器材等を備え付けるのではなく、災害時にカーフェリーに医療モジュール・資器材等を搭載する方式を軸に検討

船舶を活用した医療提供体制の整備について（船舶関係）（案）

- 将来的には、内閣府（防災）において、主たる病院船として活用する船舶（カーフェリー）を確保することを目指す。
- 少なくとも同船を確保するまでの間においては、民間事業者の協力に基づき、民間事業者のカーフェリーを病院船として活用。
- 具体的には、内閣官房において、国内で定期航路を運航しているカーフェリーや防衛省がPFI契約で確保しているカーフェリーを一時的に病院船として活用するための協力を図る方向性を軸に、各所との検討及び調整を進めているところ。

	国内で定期航路を運航している船舶	防衛省がPFI契約で確保している船舶
船舶の条件	病院船として活用する船舶としては、活動のために求められる積載能力、安定性、速力、航行可能性及び入港可能港湾数等を考慮し、 <u>全長150～200m程度、総トン数1～1.7万 t 程度、最大速力25kt程度のカーフェリー</u> が望ましい。	
船舶のイメージ (※)		
活用のイメージ	災害時に医療を提供する船舶として、内閣府（防災）と民間事業者との協力に基づき活用。（災害等により定期運航が不可能な場合を想定。）	災害時に医療を提供する船舶として、内閣府（防災）とPFI事業者との協力に基づき活用。（防衛所要が認められない場合に限る活用。）
検討状況	定期運航との兼ね合いや活動時の費用負担等の災害時に活用するための条件について船舶事業者等と調整中。	
	航行時に車両甲板で医療活動を実施する際の施設管理責任について検討中。	

(※) 画像は過去の訓練等に参加いただいた船舶のイメージであり、現時点で特定の事業者を想定しているものではない

船舶を活用した医療提供体制の整備について（人員・資器材関係）（案）

- 医療従事者は、被災都道府県の保健医療福祉調整本部等を通じ、DMAT、日赤等の被災地に参集する医療従事者のうちから必要に応じて確保することが、陸上の医療機能との連携の観点等からも、効率的かつ効果的である。



DMAT



日赤



その他医療チーム

※このほか、自衛隊医官等の
応援を依頼する可能性がある。

被災都道府県の 保健医療福祉調整本部 (被災地の医療活動に関する総合調整)

- 医療チーム（DMAT、日赤、JMAT等）の派遣調整
- 被災地の医療活動に関する情報連携
- その他総合調整



- 船舶で使用する医療資器材は、日本赤十字社が保有するdERUを活用する方向で協議を進めているほか、DMAT（災害派遣医療チーム）等との協働について、調整中。

医療チームが 保有・持参する 資器材 (医薬品を含む)

国内型緊急対応ユニットdERU (domestic Emergency Response Unit)



処置台

- ※ 1日150人程度の軽症・中等症程度の傷病者に対して3日間の治療が可能
- ※ 全国に17ユニット配備
- ※ dERUチーム：
医師・看護師・薬剤師・事務を含む14人が基本構成

DMAT、JMAT¹、AMAT²等

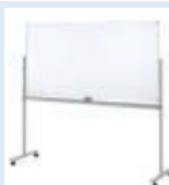
各医療チームが持参する 資器材 (医薬品、輸液ポンプ、超音波装置等)

- 1:日本医師会災害医療チーム
- 2:全日本病院協会等災害医療チーム

- 医療チーム持参以外の資器材の保有・調達等については、企業との協定による方法も含め、そのあり方について、内閣官房において検討中。
- 船舶で運用する病床は、船の担う役割等を踏まえて、コンテナやテント等の活用による必要数の確保を検討する。

その他の資器材

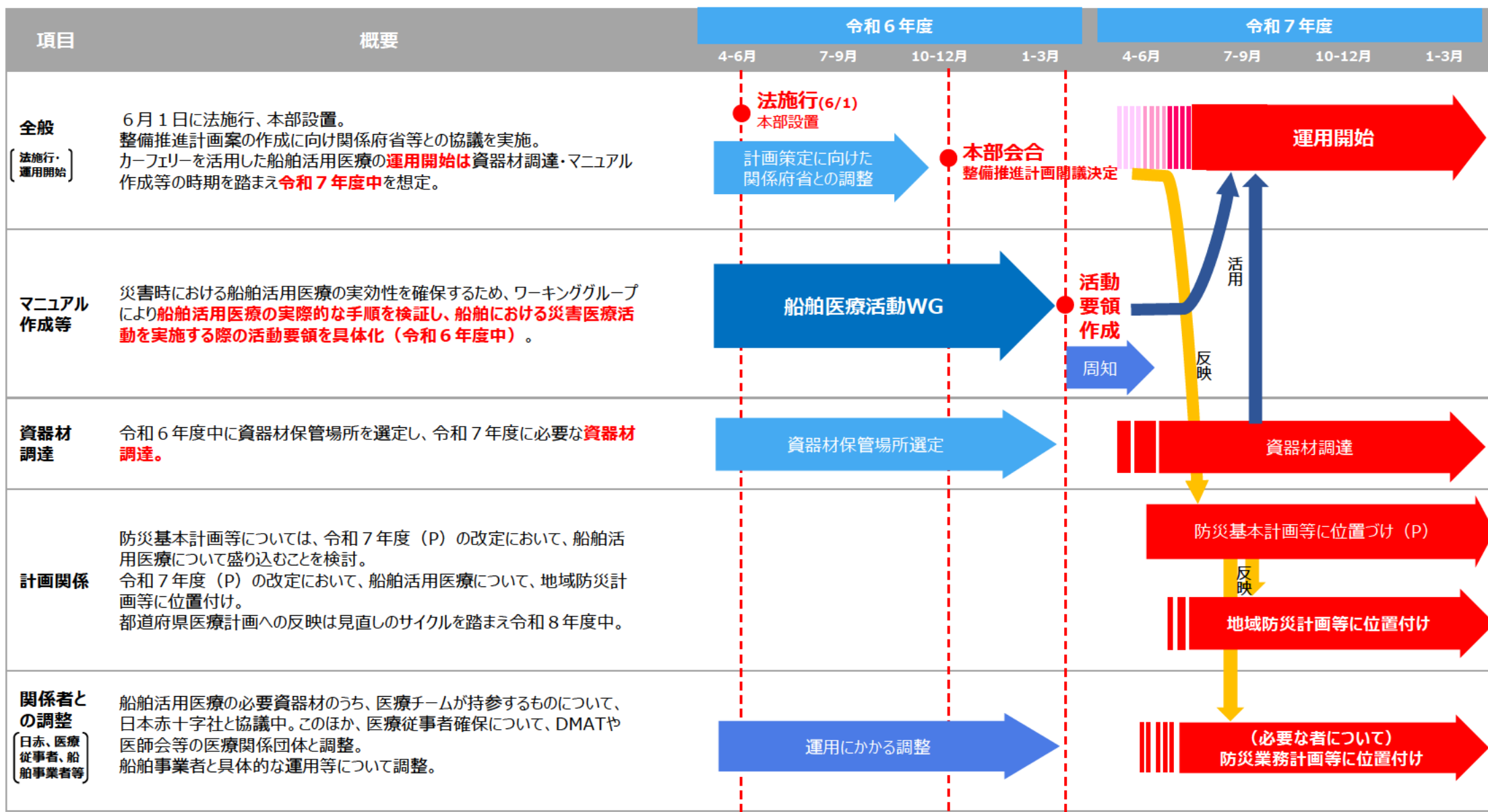
(母港近隣に保管または
企業と協定を結ぶなどして確保)



※必要に応じて、
CT車レンタルも検討

災害時における船舶活用医療の運用開始に向けた主なスケジュール（案）

- 法施行後、令和6年度は整備推進計画の決定、活動要領（マニュアル）の作成等を予定。
- 運用開始は、資器材調達、マニュアル作成等の時期を踏まえ、令和7年度中を想定。
- 運用に向け関係者、自治体との調整を実施。地域防災計画、医療計画へ船舶活用医療の反映を予定。



能登半島地震における船舶を活用した被災者支援について

1月31日時点現在
被害報等をもとに作成

政府
船舶

自衛隊艦艇

海上保安庁船舶

水産庁
漁業取締船

国土交通省
浚渫兼油回収船

活用
船舶
等

- 護衛艦「あさぎり」他 7 隻、ミサイル艇「はやぶさ」、輸送艦「おおすみ」（LCACを含む）、多用途支援艦「ひうち」、掃海艇「はつしま」他 1 隻

- 巡視船「さど」、「みうら」、「でじま」、「やひこ」、「とさ」、「ざおう」、「のど」、「だいせん」、巡視艇「かがゆき」

- 漁業取締船「はやと」、「おおくに」、「白萩丸」、「白嶺丸」

- 浚渫兼油回収船「海翔丸」（4,659t）
- 国土交通省九州地方整備局保有

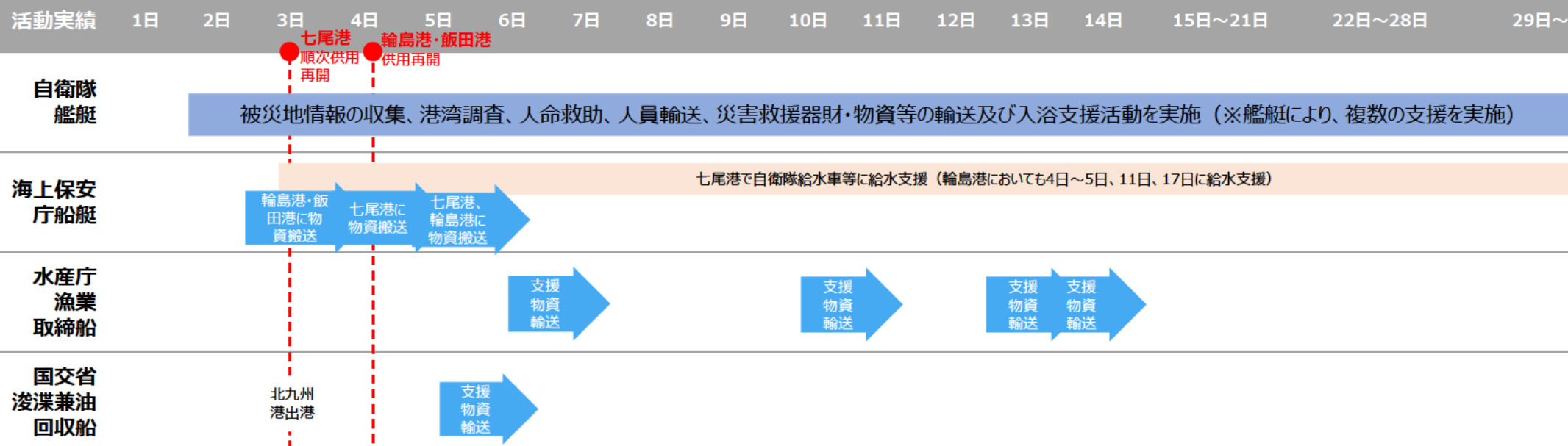
支援
内容

- 人命救助の実施（船舶に搭載しているSH-60を用いた患者搬送を含む）
- 人員輸送（自衛隊員、消防、警察、DMAT等）及び災害支援器材・物資等の輸送活動の実施（船舶に搭載しているSH-60やLCAC等を用いた輸送を含む）
- その他、入浴支援活動、情報収集活動、港湾調査等を実施

- 飲料水・毛布等の支援物資を新潟港から輪島港及び飯田港・七尾港へ、舞鶴港から輪島港へそれぞれ輸送
- 七尾港及び輪島港で自衛隊給水車等に給水支援を実施

- 地元漁業者の協力を得て、珠洲市蛸島漁港に支援物資を輸送

- 七尾港に接岸し、輪島市内の避難所に支援物資を輸送



民間船舶	はくおう	ナッチャン world	東駿丸	フェリー 粟国	豊島丸	きずな	新世丸 等	若潮丸
船舶概要等	- カーフェリー (17,345t) - 防衛省がPFI方式により確保する船舶	- カーフェリー (10,712t) - 防衛省がPFI方式により確保する船舶	- 特殊タンク船 (499t) - コーウン・マリン (株) 及び東ソー物流保有	- RORO 船 (451t) - 和幸船舶 (株) 保有	- 元高専練習船 (240t) - ピースウィンズ・ジャパンが保有	- 海底ケーブル敷設船 (8,598t) - NTTワールドエンジニアリングマリンが運用	- 多目的作業船「新世丸」 (697t) - その他、「第18松前丸」も活動	- 練習船 (231t) - 富山高等専門学校が使用
支援内容	被災者の一時休養施設として活用	国・自治体職員が情報収集・共有を行う災害対策拠点として活用	- 水や簡易トイレ等の支援物資を七尾港に輸送 - 海運事業者による自発的な支援として派遣	- シャワー等の支援物資を輪島市及び珠洲市に輸送 (公財) 日本財団の支援活動の一環として派遣	- 食料等の支援物資を大三島から飯田港に輸送 - 七尾港から飯田港まで往復し物資輸送を継続	- 船上基地局としての運用 - 輪島市一部沿岸の携帯電話エリアの回線復旧 (ドコモ・KDDIに限る)	- 復旧工事に用いる資材を輪島港に運搬 (一社) 日本埋立浚渫協会の協力のもと活動	災害支援物資を七尾港に輸送

